加東市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東（概要版）

平成 24 年 3月

加　　東　　市

Ⅰ　計画策定の趣旨

加東市では、障害者基本法、障害者自立支援法を踏まえ、障害者基本計画（平成 18～23 年度）及び第２期障害福祉計画（平成 21～23 年度）を策定し、障害者施策を推進してきました。これらの計画での成果や課題を踏まえ、現在、国において障害者制度改革が進められていますが、今後予定されている関係法の動向に合わせ必要な見直しを実施しつつ「全ての国民が障害のあるなしにかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現のため、本市における障害者福祉施策全般の目標及び施策の方向性を明らかにするため障害者基本計画（平成 24～29 年度）及び第３期障害福祉計画（平成 24～26 年度）を策定しました。

Ⅱ　計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく加東市障害者基本計画と、障害者自立支援法第 88 条第１項に基づく加東市障害福祉計画とを一体的に策定したものです。また、「加東市地域福祉計画」、「加東市高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」など、その他の関連計画との整合性を図り作成しています。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
加　東　市　障　害　者　基　本　計　画					
加東市障害福祉計画（第３期）					

Ⅲ　計画の基本方針

１　基本理念

「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち　加東」

「本市に住むすべての人が障害のあるなしに関係なく、一人の人間として認められ、互いに助けあい、支えあい、それぞれが持つ可能性を実現できるまち」、「誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に、尊厳を持って、その人らしく暮らせるよう、主体性を持って社会・経済・文化・スポーツなど、あらゆる活動に参加できるまち」、「物理的にも心理的にもバリアフリーな社会」をめざします。

そのため、３つの基本的な視点のもとに、６つの基本目標を定め、施策を推進します。

２　基本的な視点

- **社会のバリアフリー化の推進**
- **障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開**
- **総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備**

Ⅳ　計画の基本目標と施策の方向

１　施策の体系図

基本理念

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち　加東

基本的な視点

- 社会のバリアフリー化の推進
- 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

基本目標	施策の方向
１　ともに育ち、ともに学ぶために **一貫した教育・療育**	１）　一貫した相談体制・支援体制の充実 ２）　教育・療育の連携体制
２　生きがいを持って働くために **雇用促進**	１）　就業機会の拡充 ２）　経済的支援・職業的自立の促進 ３）　福祉就労施策
３　すこやかなくらしのために **保健・医療**	１）　保健指導体制整備 ２）　医療体制の充実
４　自立した生活をおくるために **福祉サービス**	１）　相談支援事業の充実 ２）　福祉サービスの充実 ３）　地域生活支援事業の推進
５　安全で快適なくらしのために **福祉のまちづくり**	１）　福祉のまちづくりの整備推進 ２）　移動手段の整備 ３）　地域安全対策
６　共感しあえる地域づくりのために **意識啓発・人づくり・社会参加**	１）　啓発・教育・交流活動の推進 ２）　障害のある人の人権の尊重 ３）　ボランティア活動の推進

2 基本目標

1 ともに育ち、ともに学ぶために　～一貫した教育・療育～

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害のある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

2 生きがいを持って働くために　～雇用促進～

障害のある人が地域で自立して生活していくためには、就労が非常に大切です。障害のある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択を支援し、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

3 すこやかなくらしのために　～保健・医療～

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、障害のある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図ります。

4 自立した生活をおくるために　～福祉サービス～

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など、市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応するとともにサービスに関する情報提供に努めます。

また、福祉活動への支援やボランティアの活用について関係機関との連携を図ります。

＜サービス等の概要＞

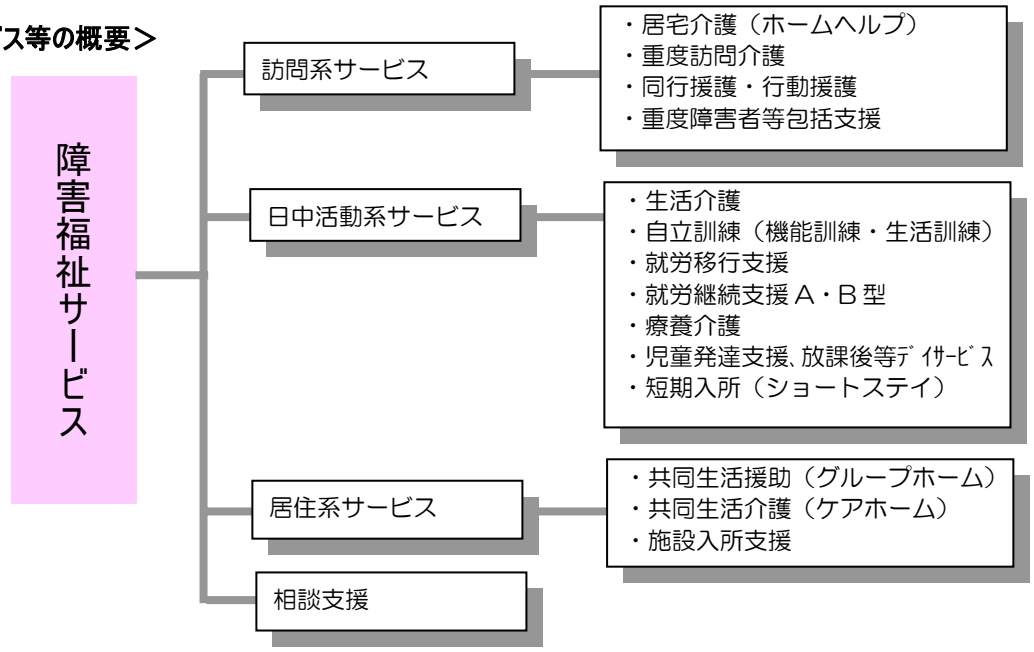

地域生活支援事業

必須事業

- 相談支援事業
  - ・障害者(児)相談支援事業
  - ・地域自立支援協議会
  - ・市町村相談支援機能強化事業
- 成年後見制度利用支援事業
- コミュニケーション支援事業
  - ・手話通訳者等派遣事業
  - ・要約筆記者派遣事業
- 日常生活用具給付等事業
  - ・点字図書給付事業
  - ・日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

任意事業

- 福祉ホーム事業
- 訪問入浴サービス事業
- 更生訓練費給付事業
- 日中一時支援事業
- 生活支援事業
- 社会参加促進事業
  - ・自動車運転免許取得・改造助成事業

5 安全で快適なくらしのために　～福祉のまちづくり～

安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することは、障害のある人だけでなく、すべての市民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

6 共感しあえる地域づくりのために　～意識啓発・人づくり・社会参加～

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、ＮＰＯ等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力を促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重しあう共生社会の普及を図り、障害のある人に対する市民理解を促進するための交流活動などの機会の拡充を図ります。

また、障害特性に応じた情報提供の充実や情報提供体制の確立に努めます。

Ⅴ 障害福祉計画の推進

障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関するサービスの利用見込を推計し、その提供体制の確保のための地域基盤の整備についての方策を示したものです。

今後は、この計画に基づき施策を推進していくとともに、障害者福祉を取り巻く制度改革の動向と市内や近隣市町のサービスの提供状況を踏まえ、計画的なサービス基盤の整備を進めていきます。

■ 平成26年度の目標値の設定

1 施設入所利用者の地域生活への移行

兵庫県では、平成 26 年度末までに平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 16.5%以上が地域生活に移行することとしていますが、加東市では施設入所者が増加傾向にあることから現状の維持をめざすこととします。

項　　目	数　値	考　　え　　方
第１期計画策定時入所者数	４８人	平成 17 年 10 月 1 日の入所者数＋5 人
目標年度入所者数	５５人	平成２６年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数	１０人	施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等）への移行見込み
	２０.８％	移行割合
【目標値】削減見込み	▲７人	第 1 期計画策定時入所者数－目標年度入所者数

2 福祉施設から一般就労への移行

国・県が示す基本指針では、平成 26 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、平成 17 年度の4倍以上とすることをめざすとされていますが、厳しい経済情勢を踏まえ２人(2 倍)とします。

項　　目	数　値	考　　え　　方
第１期計画策定時年間移行者数	１人	平成 17 年度の移行実績
平成 23 年 10 月の移行者数	１人	平成 23 年度の移行実績
【目標値】 平成 26 年度の年間移行者数	２人	

※「障害」の表記については、本計画においては漢字表記とすることが本計画策定委員会で決定されました。

＜加東市障害者基本計画及び第 3 期障害福祉計画＞
発　行：平成 24 年 3 月／発行者：加東市
編　集：加東市福祉部社会福祉課
〒673-1493　兵庫県加東市社 50 番地
TEL 0795-42-3301　FAX 0795-42-6862
E-mail　chiiki-fukushi@city.kato.lg.jp